無縁墳墓等改葬公告

墓地利用用向上の為に無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年八月一日

一、墳墓等所在地　富山県高岡市四日市三七〇

一、墳墓等の名称　浄明寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳、四ケ市屋家、柴田孫右衛門家、森家、大鉾讃吉家、柴田伊助家、他不詳六基

一、改葬を行おうとする者　富山県高岡市四日市三七〇　宗教法人浄明寺　代表役員　鷺渓　英治

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 26 年８月１日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①日中交流株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―4130号　④日中交流株式会社　東京都港区元麻布三丁目４番41号麻布台ナショナルコート102号室　代表取締役　庄薇薇　⑤本社営業所　東京都港区元麻布３―４―41―102　⑥平成８年12月16日　⑧平成26年６月30日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区元麻布三丁目４番41号麻布台ナショナルコート102号室　日中交流株式会社　代表取締役　庄薇薇

Ｃ　①安信国際株式会社（安信旅行社）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―6475号　④安信国際株式会社　東京都新宿区新宿五丁目８番２号ニューライフ新宿403　代表取締役　増田陽子　⑤本社営業所　東京都新宿区新宿五丁目８番２号ニューライフ新宿403　⑥平成23年９月15日　⑨平成26年７月１日　⑩1000万円　⑪東京都知事　⑫東京都新宿区新宿五丁目８番２号ニューライフ新宿403　安信国際株式会社　代表取締役　増田陽子

Ｂ　①株式会社国際交流コーポレーション（ドラゴントラベル）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―4634号　④株式会社国際交流コーポレーション　東京都杉並区高円寺南四丁目22番11号　代表取締役　岡本立雄　⑤東京営業所　東京都渋谷区渋谷一丁目24番２号朱ビル６階　⑥平成11年５月27日　⑧平成26年５月27日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都杉並区高円寺南四丁目22番11号　株式会社国際交流コーポレーション　代表取締役　岡本立雄

Ｂ　①株式会社スノーアンドマウンテントラベル　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5473号　④株式会社スノーアンドマウンテントラベル　東京都新宿区須賀町３オオキス四谷　代表取締役　橋本健　⑤本社営業所　東京都新宿区須賀町３オオキス四谷　⑥平成16年７月１日　⑧平成26年７月１日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都新宿区須賀町３オオキス四谷　株式会社スノーアンドマウンテントラベル　代表取締役　橋本健

Ｂ　①ユートラベル　②第３種旅行業　③広島県知事登録旅行業第３―300号　④ユートラベル　広島県広島市安佐南区祇園一丁目19番11号　⑤ユートラベル　広島県広島市安佐南区祇園一丁目19番11号　⑥平成11年７月28日　⑧平成26年５月30日　⑩300万円　⑪広島県知事　⑫広島県世羅郡世羅町津口1891番地　新谷智史

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 26 年８月１日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社ＫＴネットワーク　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３―748号　④株式会社ＫＴネットワーク　田川郡川崎町大字田原547番地の１　代表取締役　川本直樹　⑤本社営業所　田川郡川崎町大字田原547番地の１　⑥平成23年７月27日　⑦平成26年７月１日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①北部観光サービス　②第３種旅行業　③滋賀県知事登録旅行業第３―95号　④吉川すみ　長浜市南小足町43番地　⑤本社営業所　長浜市南小足町43番地　⑥昭和56年10月27日　⑦平成26年６月20日　⑧60万円　⑨300万円